

豊橋市後援等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市以外の者が主たる責任者として企画実施する事業（以下「事業」という。）に対し、市が行う後援、共催、又は協賛（以下「後援等」という。）に係る実施基準及びその手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 後援等は、それぞれ次の区分によるものとする。

- (1) 後 援 市が事業を奨励するもの
- (2) 共 催 市が事業を奨励し、かつ、主催者の一員として企画及び実施に原則として参画するもの
- (3) 協 賛 市が企画及び実施に直接参画しないが、公共的団体が実施する事業で、共催に準じて取り扱うもの

(後援等の実施基準)

第3条 後援等は、市民福祉の増進に寄与すると市長が認める事業に対し行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を行わないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認められるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの。ただし、市民福祉の増進を図る点から後援等を行うことが適当と認められる場合は、この限りではない。
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの

(申請)

第4条 後援等を受けようとする者は、事業開催日の14日前までに豊橋市後援等及び市長賞申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(承認書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を承認したときは、後援等承認書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

(実績報告書)

第6条 後援等を受けた者は、事業が終了したときは、事業実績報告書(様式第3)を速やかに提出しなければならない。

(後援等の取消し)

第7条 後援等を行う事業について、第3条第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

附則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第1は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の豊橋市後援等取扱要綱の規定により作成されている様式第1については、改正後の豊橋市後援等取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第1及び様式第3は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の豊橋市後援等取扱要綱の規定により作成されている様式第1及び様式第3については、改正後の豊橋市後援等取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。